

東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧基準非木造住宅の耐震診断を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、大地震災害から町民の生命及び財産の保護を目的とし、補助金の交付に当たっては、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準非木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項の規定による建築主事の確認済証の交付を受け、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた非木造住宅（戸建、長屋及び共同住宅（これらについて店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る）を含む。）をいう。）をいう。ただし、プレハブ構造の建築物及び国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (3) 補助事業者 旧基準非木造住宅の耐震診断に係る補助事業を行う者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付申請日において、旧基準非木造住宅を所有する個人又は法人（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体又は同法第47条第1項に規定する法人がある場合は、当該者とする。以下「所有者等」という。）
- (2) 補助金の交付申請日において、町税を滞納していない所有者等

(補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断に要する費用（通常の耐震診断に要する費用に限る。）のうち、一戸建て旧基準非木造住宅については一戸当たり136,000円を限度とし、一戸建て以外の旧基準非木造住宅については、次の各号に掲げる部分の面積に応じ、当該各号に定める額を合計した額を限度とする。

- (1) 延べ床面積が1,000平方メートル以内の部分は当該部分の床面積に3,670円を乗じて得た額

- (2) 延べ床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内の部分は当該部分の床面積に 1,570 円を乗じて得た額
 - (3) 延べ床面積が 2,000 平方メートルを超える部分は当該部分の床面積に 1,050 円を乗じて得た額
- 2 一戸建て以外の旧基準非木造住宅に係る通常の耐震診断に要する費用以外の耐震診断の費用として、設計図書の復元、町長が認める第三者機関の判定等に要する費用を要する場合の当該費用に係る補助対象経費は、1,570,000 円を限度とする。
 - 3 補助金の額は、前 2 項の規定に基づき算定した補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とする。ただし、その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者は、東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 2 条第 1 項に規定する確認申請書の副本及びその添付書類の写し又はこれに類するもの
- (2) 建築基準法施行規則第 4 条の 4 に規定する検査済証の写し又はこれに類するもの
- (3) 耐震診断に要する費用の見積書の写し
- (4) 補助金の交付を受けようとする者が建物の区分所有等に関する法律第 3 条に規定する区分所有者の団体又は同法第 47 条第 1 項に規定する法人の場合は、その規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの
- (5) 所有者等と居住者が異なる場合は、利害関係者の同意書又はこれに代わるもの
- (6) 町税の納税証明書（未納がない証明書）
- (7) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 前項第 6 号に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、申請者が町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（第 1 号の 2 様式）をもってこれに代えることができる。

(計画変更)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業等の内容変更（廃止及び中止を含む。）又は補助事業者等の変更をしようとする場合は、東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金変更承認申請書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、変更前に町長に提出しなければならない。

- (1) 変更の内容が分かる書類
- (2) 変更後の耐震診断に要する費用の見積書の写し

(実績報告)

第 7 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止若しくは中止の承認を受けたときは、当該工事の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補

助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 耐震診断実施結果評価書又はこれと同等のもの
- (3) 耐震診断に要する費用に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者の請求により補助金の交付をするものとする。

2 前項の請求は、東浦町民間非木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出することにより行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月23日から施行する。